

八幡市規則第4号

八幡市男山レクリエーションセンタースケートボードパーク使用規則 (趣旨)

第1条 この規則は、八幡市都市公園条例（昭和47年八幡市条例第14号）又は八幡市都市公園条例施行規則（昭和61年八幡市規則第24号）に定めるものを除くほか、八幡市男山レクリエーションセンタースケートボードパーク（以下「施設」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用者登録)

第2条 施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ使用者登録申請書（以下「登録申請書」という。）を提出するものとする。

2 登録申請書提出の際は、本人確認のため公的身分証明書等を提示するものとする。ただし、施設の管理者（以下「管理者」という。）がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

3 管理者は、登録申請書の提出があった場合は、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、使用者登録をするものとする。

(1) 使用者がこの規則を遵守すること。

(2) 使用者が18歳（18歳に達した日以後最初の3月31日までにある者を含む。以下同じ。）未満の場合にあつては、保護者（親権者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）の同意があること。ただし、6歳（6歳に達した日以後最初の3月31日までにある者を含む。以下同じ。）未満の場合にあつては、使用者登録の申請の際に、保護者の付き添いがあること。

4 管理者は、使用者登録をした場合は、使用者登録済証（以下「登録済証」という。）を発行するものとする。

5 登録済証の有効期限は、登録済証を交付した日から翌々年度末までとする（次項の規定による更新の届出を行った場合を除く。）。

6 登録済証の有効期限後も継続して施設を使用する場合は、別に定める期間内に管理者に更新の届出を行うものとする。

7 登録済証の登録内容に変更が生じた場合は、管理者に変更の届出を行うものとする。

8 登録済証の第三者への貸与及び複製は、禁止する。

9 登録済証の破損、紛失等により、再発行の必要がある場合は、管理者に届出を行うものとする。

(使用の方法)

第3条 使用者は、施設を使用する場合は、登録済証を提示の上、使用受付簿に登録番号等を記載するものとする。ただし、管理者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 6歳未満の者は、保護者の付き添いの上、使用すること。ただし、付き添いできる人数は、使用者が満3歳以上6歳未満の場合は、1人の保護者につき3名までとし、満3歳未満の場合は、1人の保護者につき1名までとする。

3 使用者は、登録済証を携帯するとともに、使用受付の際に貸与されるリストバンドを着用するものとする。

4 前項の規定により貸与されたリストバンドは、施設の使用後に返却するものとする。

5 使用者は、ヘルメットを着用しなければならず、その他のプロテクター等については、危険防止のため着用を努めるものとする。

(独占的な使用等)

第4条 施設の独占的な使用等は、原則として認めないものとする。ただし、スポーツの振興、青少年の育成等を目的としたものであって、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 大会、競技会等（以下「大会等」という。）の開催のために独占的な使用をする場合

(2) 技術指導のためのスクール、教室等（以下「スクール等」という。）の開催のために施設の一部を使用する場合であって、管理者が認める場合

2 大会等を開催する場合は、当該大会等の開催日の1月前までに使用予約を行うものとする。この場合において、管理者は、施設の使用状況等により許可しないことができる。

3 管理者は、他の使用者の支障となる場合は、スクール等の開催回数、参加人数等を制限することができる。

4 大会等及びスクール等で使用する場合は、事前に団体使用申込書を提出するものとする。

5 大会等及びスクール等で使用する場合における、施設の利用者登録、使用の方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(使用料)

第5条 施設の使用料は、別表のとおりとする。

(使用の制限)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用を拒

み、又は使用を中止させることができる。

- (1) 使用者がこの規則に違反した場合
- (2) 使用者が多数となり安全の確保が困難となった場合その他やむを得ない事情がある場合
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある場合
- (4) その他管理者が必要と認める場合
(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理者の指示に従うこと。
- (2) 施設の秩序の維持に努め、清潔及び整頓を保持すること。
- (3) 許可を受けないで物品の展示、販売又はこれに類する行為を行わないこと。
- (4) 施設内では喫煙及び飲食（蓋が閉まる容器に入った水分補給のための飲み物を除く。）をしないこと。
- (5) 飲酒して使用しないこと。
- (6) セクション等は譲り合って使用すること。
- (7) 事故等（使用者同士の衝突事故を含む。以下同じ。）の防止に努めるとともに、事故等が発生した場合は、速やかに管理者に報告すること。
- (8) 他の使用者及び近隣住民の迷惑となる行為を行わないこと。
- (9) 機材、ベンチ等の備品を持ち込まないこと。
- (10) スケートボード以外は使用しないこと。
- (11) 音楽をかけて使用しないこと。
- (12) 施設の使用前は準備運動を行うとともに、スケートボード等の器具の点検を行うこと。
- (13) 事故等に備え保険等の加入に努めること。
- (14) その他管理者が必要と認める事項
(使用者登録の取消し)

第8条 管理者は、使用者がこの規則に違反した場合、使用者登録を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定により使用者登録を取り消された者は、管理者に登録済証を返却しなければならない。

3 第1項の規定により使用者登録を取り消された者は、原則として再登録の申請をすることができないものとする。

(事故等の責任)

第9条 施設の使用中所ける事故等については、施設の欠陥に基づく事故を除き、市はその責を負わない。

(損害の賠償)

第10条 使用により施設、設備、貸与した物品等を汚損し、損傷し、又は滅失した場合は、直ちに管理者に報告するとともに、使用者又はその保護者は、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和4年3月31日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	単位	平日	土曜日、日曜日、休日
大会等による使用	1時間当たり	1,400円	2,200円
スクール等による使用	1時間当たり	700円	1,100円
大会等及びスクール等以外の使用		無料	無料